

定 款

株式会社星医療酸器

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社星医療酸器と称し、英文では、HOSHIIRYO-SANKI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 日本薬局方酸素、亜酸化窒素、窒素、二酸化炭素。日本薬局方外液化酸素、液化窒素。医療用混合ガス、その他医療用ガスの製造、輸入並びに販売
2. 各種高圧ガスの製造、輸入並びに販売
3. 各種高圧ガス容器並びに各種高圧ガス容器附属品の再検査
4. 医療用機器の製造、輸入、修理並びに販売
5. 医療用消耗品の製造並びに販売
6. 医療用機器の賃貸
7. 医療用ガス供給設備の保守点検業務
8. 在宅酸素療法用酸素供給装置の保守点検業務
9. 配管設備工事の請負
10. 損害保険代理業
11. 産業廃棄物収集運搬処理業
12. 病院内売店の経営
13. 介護用具及び治療用具の製造、販売、賃貸並びに輸出入
14. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
15. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
16. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
17. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
18. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
19. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
20. 有料老人ホームの経営
21. 在宅高齢者に対する日常生活の介護、介助及び家事援助並びにその相談、助言、指導
22. 不動産の賃貸業
23. 医療機関内における医療用機器、医薬品、医療用材料等の在庫管理、発注、代金支払に関連する代行受託業務

- 24. 古物の売買及び輸出入
- 25. 内装工事業に関する一切の業務
- 26. 溶接及び鋼材切断用機械の販売及びその修理
- 27. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業
- 28. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく行動支援事業
- 29. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- 30. 食料品、食品添加物、飲料品の製造、販売並びに輸出入
- 31. 医薬品、医薬部外品、健康食品等の健康補助食品、栄養補助食品の販売並びに輸出入
- 32. 消防用設備等、器具の販売、設計、施工並びに保守
- 33. 介護保険法に基づく第1号事業
- 34. あん摩マッサージ指圧、鍼灸施術所の運営
- 35. 遠隔診療関連支援事業
- 36. 毒物・劇物の販売
- 37. 電気工事の施工及び請負
- 38. 電気通信工事の施工及び請負
- 39. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都足立区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、850万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるところの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

### (取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。
- 3 取締役社長は、当社を代表する。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意のあるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数

を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 4 前項の補欠監査役の選任に係わる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をこえることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当会社は会計監査人（会計監査人であった者を含む。）会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度及び決算期)

第 4 4 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 4 5 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第 4 6 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

(配当の除斥期間)

第 4 7 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

制 定	昭和 4 9 年 4 月 1 5 日
改 定	平成 9 年 6 月 2 6 日
改 定	平成 1 1 年 6 月 2 9 日
改 定	平成 1 2 年 6 月 2 9 日
改 定	平成 1 3 年 6 月 2 8 日
改 定	平成 1 4 年 4 月 1 日
改 定	平成 1 4 年 6 月 2 7 日
改 定	平成 1 5 年 6 月 2 7 日
改 定	平成 1 6 年 1 月 2 0 日
改 定	平成 1 6 年 6 月 2 9 日
改 定	平成 1 7 年 6 月 2 9 日
改 定	平成 1 8 年 6 月 2 9 日
改 定	平成 2 1 年 6 月 2 6 日
改 定	平成 2 2 年 6 月 2 9 日
改 定	平成 2 4 年 6 月 2 8 日
改 定	平成 2 6 年 6 月 2 6 日
改 定	平成 2 7 年 6 月 2 5 日

改定	平成30年6月28日
改定	令和1年6月27日
改定	令和3年6月24日
改定	令和4年6月30日
改定	令和7年6月26日